

## 意見書案 第 号

## 部活動の地域移行に対する必要な予算措置等を求める意見書

学校における部活動は、学級・学年単位とは異なる集団での活動を通じ多様な子どもが活躍できる場である。しかし、子どもの人数の減少が加速化するなど深刻な少子化の進行により、部活動の小規模化、希望する部活動が設置できないなど、部活動の持続可能性という面で厳しさを増している。

一方、これまで部活動は、教員による献身的な指導のもとで成り立っており、休日を含め長時間勤務の要因であった。また、指導経験のない教員にとっては多大な負担であるとともに、子どもたちにとっても望ましい指導を受けられない等の弊害が生じている。

そのような状況の中、文部科学省においては、持続可能な部活動と教員の負担軽減の両方を実現できる改革が必要として、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」を示し、「運動部活動の地域移行に関する検討会議」及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議」において、令和5年度から令和7年度末を目途に、休日の部活動を段階的に地域移行することが提言された。

しかし、地域におけるスポーツ団体・施設等の活動環境の整備、専門性や教育者としての資質を有する指導者の確保、「兼職兼業」の在り方、会費や使用料等の費用負担の在り方、関連諸制度の整備等、部活動の地域移行に対する課題は多く、拙速にするのではなく、各地方公共団体に対する十分な予算措置と体制が求められている。

よって、国におかれては、休日の部活動の段階的な地域移行を始めるにあたり、指導者の資質を確保することも含めた具体的な制度設計の提示並びに必要な予算措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀

## 意見書案 第 号

## 空き家対策の強化等を求める意見書

近年、人口減少や家族構成の変化等により、空き家が年々増加しており、所有者による適切な管理がされていない空き家は、周辺への安全性の問題や公衆衛生の悪化等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

平成 30 年に行われた住宅・土地統計調査によると、全国の空き家は 848 万 9 千戸、総住宅数に占める空き家の割合（空き家率）は 13.6%で、そのうち、別荘などの二次的住宅や賃貸用又は売却用の住宅を除く、長期にわたって人が居住していない空き家等その他の住宅は 348 万 7 千戸と、いずれも過去最高であった。

平成 27 年に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、市町が特定空家等と認めたものに対する除却、修繕、立木竹の伐採等に関する助言又は指導、勧告、命令に加え、行政代執行による強制執行が可能となったが、所有者が不明の場合に略式代執行により行う除却等については、市町の財政的な負担が大きく、適切に対応しきれていないのが現状である。

また、特定空家等で勧告されたものについては、固定資産税等の住宅用地特例の適用除外措置がなされることになったが、勧告されていないものについては、適用除外する判断基準が明確でないことから、除外措置を進めることが難しいといった問題もある。

よって、国におかれては、空き家対策を強化するとともに、特定空家等の除却の促進を図るため、下記事項に取り組みされるよう強く要望する。

## 記

- 1 所有者が不明となっている特定空家等への略式代執行に要した経費への国庫補助を現行の 5 分の 2 から拡充すること。また、空き家の倒壊を防ぐ応急措置や空き地の崩落防止措置に対しても財政支援を行うこと。
- 2 所有者不明空家等（土地含む）の財産管理人選任申立てにかかる予納金に対し、跡地の利用を問わず財政支援を行うこと。
- 3 空き家の敷地に対する固定資産税及び都市計画税について、市町が適切に住宅用地特例を解除できるよう居住実態がなくなってからの期間等の具体的な基準を明確にするなどの制度改正を行うこと。また、地方公共団体が条例で規定する空き家についても住宅用地特例を解除できる制度改正を行うこと。

- 4 空き家を有効に活用できるようにすることが重要で、現存する住宅資源を生かすことを促進し、中古住宅の流通をしやすいことができる施策の拡充へ税財政制度を改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 10 月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
国土交通大臣

}  
}

様

兵庫県議会議長 小 西 隆 紀

## 意見書案 第 号

## スタートアップの創出・育成のための支援の強化を求める意見書

新たな産業や雇用の創出、産業競争力の強化、地域経済の活性化、そして社会課題の解決には、スタートアップにより生み出されるイノベーションが必要であり、スタートアップの育成支援が求められる。

国では、本年をスタートアップ創出元年と位置づけ、年末までに育成のための5か年計画を策定し、大規模なスタートアップの創出に取り組むとされている。

本県は、国が推進するスタートアップ・エコシステムグローバル拠点都市構想において、世界に肩を並べる「グローバル拠点都市」に選定されており、神戸市と連携してファンドを設立するなど、スタートアップ支援の充実を図っている。

さらに今年度からは、社会課題の解決に向け、起業も含め主体的に取り組む若者を育成する「ひょうごスタートアップアカデミー」を始めるなど、起業支援や人材育成等に取り組んでいるが、スタートアップの創出・育成には、これらの取組の継続や強化が必要であり、国による一層の支援が不可欠である。

よって、国におかれては、経済成長や社会課題の解決に向けての大きな役割が期待されるスタートアップの創出・育成に向けて、下記事項に取り組まれるよう強く要望する。

## 記

- 1 地方公共団体が実施するスタートアップ創出や育成のための施策に対して、継続的な支援の充実強化を図ること。
- 2 グローバル拠点都市の地方公共団体が実施するスタートアップ創出・支援施策に対して、自由度の高い交付金制度を創設すること。
- 3 スタートアップ創出に資する人材育成や投資環境の整備、規制緩和を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
経済産業大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀

## 意見書案 第 号

## 教職員の多忙化対策に係る国の財政支援の拡充を求める意見書

社会の価値観の変化、保護者等からの期待の高まりを背景に、学校現場における課題は一層複雑化、多様化しており、解決が困難な事案が増大している。加えて、ICTの活用や学校現場における感染症対策など、新たな対応も必要となってきた中で、教職員は、中教審答申にあるように、本来の業務以外も行わざるをえない状況にあり、多忙を極めている。

また、教職員の未配置問題が深刻化し、代替教職員や加配教職員等が配置されず、教職員一人あたりの負担が大きくなっている。さらに、教員の多忙化により、教員志望者が減少している。

本県においては、教職員の超過勤務の実態を踏まえ、平成21年からその縮減に取り組み、令和2年度には「教育職員の業務の量の適切な管理に関する措置等を定める規則」及び「働きがいのある学校づくりに関する方針」を策定し、業務改善等を推進しているところであるが、業務改善だけでは限界があり、抜本的な見直しのためには、7時間45分労働に収まるよう教職員定数増を含め、人的支援を中心とする国の財政支援が不可欠である。

よって、国におかれては、質の高い学校教育を持続可能なものとし、教員の負担軽減策及び子どもたちの指導に専念できる環境づくりへの支援策を講じるよう、下記事項について強く要望する。

## 記

- 1 スクール・サポート・スタッフの配置に対する国負担の拡充や市町への直接補助など、制度の充実を図ること。
- 2 教職員定数増と合わせて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを定数化して多様な教職員が学校を支えるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 小西隆紀



## 意見書案 第 号

靈感・霊視商法による被害防止と被害者救済を図るための  
対策強化を求める意見書

宗教や霊といった超自然的なものを悪用し、人を心理的な不安に陥れて金員を出させる旧統一協会などの靈感・霊視商法の被害が後を絶たない。

「先祖の霊がついている」、「先祖や水子のたたり」等と語り、不安な心理状態に陥れ、畏怖させ、それにつけ込んで、印鑑、壺、掛け軸などを法外な金額で売りつけたり、それから救われるためには祈祷をする必要があるとあって法外な祈祷料を支払わせるなど、多様な手口が明らかになっている。

「全国靈感商法対策弁護士連絡会」によると、全国の弁護士団に寄せられた相談件数は1987～2021年で2万8,236件、被害額は約1,181億円であり、消費者センター等への相談件数やその被害額を合わせると、被害の実態は更に甚大なものになる。

靈感・霊視商法の被害は立証が困難で、解決にも費用と時間がかかる場合が多いとされるため、表面化していない被害も巨大で、史上最大の消費者被害とさえ言われる。

靈感・霊視商法による被害を未然に防ぐための対策と被害者に対する相談体制を強化することが求められている。

よって、国におかれては、国民生活の実態に即した対策を適時に講じるため、下記事項に取り組みられるよう強く要望する。

## 記

- 1 被害実態の把握を早急に進めるとともに、まずは現行法制度を最大限活用し、弾力的な救済を行うこと。適切な対応が迅速にとることができるよう、新たな法整備を研究すること。
- 2 灵感・霊視商法による被害を未然に防止するため、消費者啓発事業を強化すること。
- 3 灵感・霊視商法による被害に適切に対応するため、地方における消費生活センターの機能強化及び消費生活相談員の確保と資質向上に向けた支援を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全)

} 様

兵庫県議会議長 小 西 隆 紀

## 意見書案 第 号

## 女性デジタル人材育成を強力に推進するための支援を求める意見書

女性デジタル人材育成については、女性の経済的自立に向けて、また、女性人材の成長産業への円滑な移動支援を図る観点から極めて重要である。国は本年4月26日、「女性デジタル人材育成プラン」を取りまとめ、就労に直結するデジタルスキルの習得や、柔軟な働き方を促す就労環境の整備の両面から支援し、女性のデジタル人材育成の加速化を目指すこととしている。

我が国の国際競争力を高め、生産性を向上させるうえでも本プランの着実な遂行と実現が、日本の発展において不可欠であり、デジタル化が進むことにより、大都市一極集中による人口の過度の偏在の緩和や、感染症等のリスクの低減も図られるとして、大きな期待が寄せられているところである。

よって、国におかれては、地方における女性デジタル人材育成の強力的な推進を図るため、下記の事項について早急に取り組むことを強く要望する。

## 記

- 1 現時点では取組事例が全国的に極めて少ない中で、本プランの実施・遂行において、自治体規模に合わせた取り組みやすい参考事例を国として積極的に発信すること。
- 2 テレワークによるデジタル分野の就労は離れた地域でも可能であることから、テレワーク可能な企業の斡旋、紹介については全国規模で行えるよう、プラットフォームを形成すること。
- 3 全国どこに住んでいても、また、育児や介護など時間的な制約があっても、デジタルスキルを習得してテレワークを活用しながら就労ができ、サポートを受けながらOJT等による実践的な経験を積むことができる機会を提供すること。
- 4 テレワークの定着・促進に向けての全国的な導入支援体制をいち早く整備すること。
- 5 本プランの着実な遂行のための十分な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

様

兵庫県議会議長 小西隆紀

## 意見書案 第 号

医師の地域偏在、診療科偏在等に対応するための医師  
確保対策の充実を求める意見書

コロナ禍で繰り返している医療逼迫の背景にあるのが、医師不足であり、日本の臨床医は、OECD加盟国の単純平均より約13万人も少ないのが実態である。47都道府県すべてがOECD平均を下回っており、医師確保対策の充実が課題となっている。

また、へき地等に一定期間勤務することを義務付けている医学部の地域枠の入学定員は、2021年度まで都道府県に一律に毎年原則10名を上限とされていたが、地域における医師不足、診療科偏在の問題は解消されていない。

こうした状況にもかかわらず、「医療従事者の需給に関する検討会」において、医学部定員については、医師需給推計を踏まえ、2029年頃に全国の医師の需給が均衡し、地域枠のうち、恒久定員とは別に設定する臨時定員を含む総定員を減員し、地域枠設定の要件を厳格化する方向で検討が進められている。

これではますます、へき地で勤務する医師を確保することができない。

よって、国におかれては、地域における医師不足、診療科偏在の問題の解消に向け、下記項目に取り組むことを強く要望する。

## 記

- 1 医師の需給推計については、新興感染症等の感染拡大時にも必要な医療が提供できる体制を確保するため、地域に必要な供給量を再検証するとともに、都道府県が事前に検証できるようデータや計算過程等を明確に示し、十分な説明を行うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受け、2022年度及び2023年度については暫定的に現行どおりとされたが、2024年度以降も、地域枠の設定が医師の地域偏在の改善に資する効果をより明確化し、また、改善が明確でない診療科偏在の是正策が確立するまでは、医学部臨時定員増とする現行制度を継続すること。
- 3 地域枠については、地域の実情に応じ、地域枠が設置できるよう、都道府県知事が必要とする数を別途要請することも可能な制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 小 西 隆 紀

意見書案 第 号

高度生殖補助医療に対する支援の継続を求める意見書

令和4年4月より生殖補助医療（いわゆる不妊治療）が保険適用となった。これにより利用者負担の軽減につながっている一方で、一律の保険点数制度により成功率にかかわらず診療報酬が一律となり、機材や技術の付加価値が評価されない制度となっている。

よって国におかれては、不妊治療が保険適用となったことで、支援対象外となった効果的かつ先進的な治療に対する助成の再開を検討することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣

} 様

兵庫県議会議長 小 西 隆 紀

意見書案 第 号

児童生徒用送迎バス等の置き去り防止に向けた対策を求める意見書

令和3年7月、福岡県で認可保育所の送迎バス内に取り残された児童が死亡するという痛ましい事案が発生した。また、本年9月にも静岡県で同様の事案が発生している。児童生徒を送迎するスクールバスの運転手及び同乗する職員には、現状、安全研修等の義務がない。

国においては、こどもの安全対策を強化するための安全管理マニュアルの整備、システムの普及、送迎バスの安全装置支援など、再発防止対策の策定が求められている。また、保育所の人員不足も深刻であり、再発防止策と併せて人員配置基準引き上げなどの根本的な対策も必要である。

よって、国におかれては、下記事項について実現されるよう強く要望する。

記

- 1 児童生徒を送迎するバス等の安全管理については統一基準を作成し、運転手及び同乗する職員への安全研修などを義務付けること。また、送迎バスの安全装置設置に対する十分な支援を行うこと。
- 2 保育所の人員配置基準を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
こども政策担当大臣

} 様

兵庫県議会議長 小 西 隆 紀



## 意見書案 第 号

## 中学校・高校も含めた少人数学級の本格的な実施を求める意見書

少人数学級への国民的な運動が広がり、国は、2021年、約40年ぶりに義務標準法に規定する学級編制の標準を改正し、段階的に、小学校6年生までの35人学級の実現に踏みだした。

教育再生実行会議第46回・47回有識者提出資料、初等中等教育ワーキンググループ第1回合意文書では、「児童生徒と教員が接する時間を多く確保できている」「児童一人ひとりの状況を把握しやすい」「教員の負担軽減にもつながっている」「学校生活において落ち着いた生活を送れている」などと少人数学級の効果について述べている。このことは、中学校、高校でも指摘されている効果である。本格的な少人数学級は、子ども全員が主体的に参加するなど授業の在り方を変える、学級の雰囲気落ちつき安心が広がる、インクルーシブ教育への可能性が生まれるなど、教育に新しい可能性をもたらすものである。

昨年、閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2021（骨太方針2021）」では、公立中学校への少人数学級の導入を検討することなどが新たに盛り込まれ、当時の文部科学大臣も、中学校での少人数学級の実施に意欲を示していた。

国においては、小学校での35人学級を早期に実現するとともに、中学校での早期の35人学級の実現並びに高校における少人数学級編制の実現を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年10月 日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
内閣官房長官  
総務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣

} 様

兵庫県議会議長 小 西 隆 紀